

医療・福祉職のための はじめよう伊東新生活

専門資格を持つあなたへ3つの支援と
『移住』から『定住』につながる2つの支援

奨学金返還支援

月額2万円を上限に最長120月
【対象】
「移住」者若しくは伊東市に住民登録があり、通学にて専門資格を取得した方で奨学金の返還に滞納が無い方

家賃支援

月額2.5万円を上限に最長60月
※月額の賃借料（賃料のみ）の1/2
【対象】
「移住」者で、自ら居住するための住宅を借り受け、家賃の支払を行っている方

子育て支援

1子につき3万円を最長60月
※又は子どもが中学校卒業するまでのいずれか短い期間
【対象】
「移住」時に中学校卒業前の子どもと同居し養育している方
※「移住」後出生した子は対象外

結婚支援

夫婦に対し10万円
【対象】
①本事業利用者で婚姻受理日が、令和5年4月1日以降であること
②「移住」日から5年以内の婚姻で、夫婦ともに本市の住民基本台帳に記録されていること
③申請後5年以上継続して居住する意思があること

定住継続支援

10万円
【対象】
本事業利用者であって「移住」日から5年を経過していること

【募集×切】

令和9年3月31日(正午)

【対象となる専門資格の一例】

- ・医師
- ・看護師
- ・助産師
- ・理学療法士
- ・薬剤師
- ・歯科衛生士
- ・介護福祉士
- ・社会福祉士
- ・介護支援専門員
- ・精神保健福祉士
- ・保育士
- など

【補助対象者共通事項】

- ・「移住」した日において40歳未満の方であること
- ※奨学金返還支援の補助対象者に掲げる「伊東市に住民登録があり、通学にて専門資格を取得した方」にあっても同様とする
- ・日本人又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- ・3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う事業所に就業する方でないこと
- ・勤務地が伊東市内であり、転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ・移住日から6か月以内に市内の保健・医療・福祉・介護・保育関連の事業所に就業していること
- ・勤務時間を週20時間以上とする雇用契約に基づき、1年以上継続して対象資格に基づく業務に従事する方であること
- ・市区町村税の滞納がないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する方でないこと

詳細は伊東市のHPへ



令和8年度 はじめよう伊東新生活応援事業

〒414-8555 静岡県伊東市大原2丁目1番1号
伊東市役所 社会福祉課 福祉総務係

TEL : 0557-32-1531

MAIL : syakai@city.ito.shizuoka.jp